

日本工学会功労賞規程

昭和 61 年 2 月 19 日理事会承認
平成 4 年 12 月 9 日理事会改正承認
平成 22 年 11 月 19 日理事会改正承認
平成 26 年 5 月 2 日理事会（書面審議）改正承認
平成 27 年 9 月 30 日理事会改正承認

1. この賞は、日本工学会および会員学協会の事務局在職中、本会の事業に尽瘁され、わが国工学の発展に功労のあった以下の者に贈呈する。
 - (1) 会員学協会の事務局を代表し、日本工学会の事業に協力して功労のあった者。
 - (2) 長年にわたり、日本工学会事務研究委員会の委員として功労のあった者。
 - (3) 前各号の他、これに準じる功労のあった者。
2. 「日本工学会功労賞」は、賞状と賞牌とする。
3. 授賞候補者の推薦は、事務研究委員会の推薦により、本会会長に上申する。
4. 本会会長は、前項によって推薦された授賞候補者を、理事会に諮り、受賞者を決定し、受賞者に通知するとともに、受賞者の所属する学協会長に報告する。
5. 「日本工学会功労賞」は、本会会長よりこれを贈呈する。
6. 本規程の改廃は理事会が行う。

附則 1. この規程は昭和 61 年度よりこれを適用する。

2. 改正履歴

- ①昭和 61 年 2 月 19 日制定
- ②平成 4 年 12 月 9 日改正
- ③平成 22 年 11 月 19 日改正
- ④平成 26 年 5 月 2 日改正
- ⑤平成 27 年 9 月 30 日理事会改正承認